

令和2年2月議会

議案説明資料

ページ

1. 補正予算

(1) 一般会計

議案第 1 号 令和元年度福岡市一般会計補正予算案 … 1

(2) 後期高齢者医療特別会計

議案第 2 号 令和元年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案 …17

(3) 国民健康保険事業特別会計

議案第 3 号 令和元年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案 …19

(4) 介護保険事業特別会計

議案第 4 号 令和元年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案 …23

2. 条例案

議案第 14 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案 …39

議案第 13 号 福岡市国民健康保険財政調整基金条例案 …43

保 健 福 祉 局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第1号 令和元年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）

総括

歳入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
(16) 分担金及び負担金	116,942	14,651	131,593
(18) 国庫支出金	83,344,798	△ 187,982	83,156,816
(19) 県支出金	17,990,044	105,796	18,095,840
(21) 寄附金	21,950	238,000	259,950
その他（本補正外）	4,773,036	—	4,773,036
歳入合計	106,246,770	170,465	106,417,235

歳出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(3) こども育成費	5,755,465	62,710	18,730
(4) 保健福祉費	208,141,347	916,449	151,735
歳出合計	213,896,812	979,159	170,465

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
43,980	5,818,175	1,645,638	4,172,537
764,714	209,057,796	104,771,597	104,286,199
808,694	214,875,971	106,417,235	108,458,736

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P14 ～ P17	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	4 母子保健費	5,755,465	62,710 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 関連歳入 (19) 県支出金 5,784 母子保健費 補助金 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 関連歳入 (19) 県支出金 12,946 母子保健費 補助金 </div>	5,818,175
P16 ～ P19	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	4,137,131	92,874	4,230,005

説 明

1. 子ども医療費の追加 26,270

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	4,644,371	26,270	4,670,641
その他の経費（本補正外）	166,073	—	166,073
計	4,810,444	26,270	4,836,714

2. ひとり親家庭等医療費の追加 36,440

執行見込みの見直し及び過年度県支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	916,998	28,270	945,268
償還金、利子及び割引料	—	8,170	8,170
その他の経費（本補正外）	28,023	—	28,023
計	945,021	36,440	981,461

1. 生活困窮者自立支援法関連経費の追加 13,576

ア. 生活困窮者自立支援事業 9,284

過年度国庫支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	—	9,284	9,284
その他の経費（本補正外）	180,069	—	180,069
計	180,069	9,284	189,353

イ. ホームレス自立支援事業（一時生活支援） 4,292

過年度国庫支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	—	4,292	4,292
その他の経費（本補正外）	117,144	—	117,144
計	117,144	4,292	121,436

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 19,648 中国残留邦人 等 支 援 費 金 負 担 金	
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 △ 184,900 プレミアム付 商品券事務費 補 助 金 (21) 寄附金 238,000 社 会 福 祉 費 金 寄 附 金	
P18 ↳ P19		2 保健衛生費	2 健康増進 対策費	3,714,643	637,863	4,352,506

説 明

2. 中国残留邦人等に対する支援の追加 26,198

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	261,409	26,198	287,607
その他の経費 (本補正外)	19,314	—	19,314
計	280,723	26,198	306,921

3. その他の経費の追加 53,100

執行見込みの見直しによるプレミアム付商品券事業費の減額及び積立金の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報酬	2,967	△ 2,967	—
職員手当等 [時間外勤務手当]	7,006	△ 2,000	5,006
賃金	7,076	△ 3,000	4,076
旅費 [普通]	317	△ 317	—
需用費 [印刷消耗品費]	1,568	△ 1,000	568
役務費	87,569	△ 58,000	29,569
委託料	378,567	△ 75,000	303,567
使用料及び賃借料 [土地家屋借上料]	28,216	△ 28,216	—
使用料及び賃借料 [自動車借上料]	228	△ 228	—
使用料及び賃借料 [借損料]	7,195	△ 6,000	1,195
負担金、補助及び交付金 [共益費負担金]	8,172	△ 8,172	—
その他の経費 (本補正外)	1,370	—	1,370
プレミアム付商品券事業費 小計	530,251	△ 184,900	345,351
積立金	2,100	238,000	240,100
その他の経費 (本補正外)	131,772	—	131,772
計	664,123	53,100	717,223

1. 保健対策費の追加 637,863

ア. がん対策事業費 20,156

執行見込みの見直しによるがん検診の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	968,390	20,156	988,546
その他の経費 (本補正外)	24,170	—	24,170
計	992,560	20,156	1,012,716

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 268,217 難病医療費等 負担金	
P18 } P21		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	18,712,473	177,561	18,890,034
					[関連歳入] (16) 分担金及び 負担金 14,651 高齢福祉費 負担金	
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 35,461 高齢福祉費 補助金	

説 明

イ. その他の保健事業等経費 617,707

執行見込みの見直し及び過年度国庫支出金の精算による難病対策の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	37,290	5,223	42,513
扶助費	2,045,423	536,435	2,581,858
償還金、利子及び割引料	—	76,049	76,049
その他の経費（本補正外）	38,156	—	38,156
計	2,120,869	617,707	2,738,576

1. 老人医療対策費の追加 54,253

後期高齢者医療費

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [後期高齢者医療負担金]	13,312,137	54,253	13,366,390
計	13,312,137	54,253	13,366,390

2. 施設福祉対策費の追加 123,308

ア. 老人保護措置費 84,076

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	736,623	84,076	820,699
その他の経費（本補正外）	344	—	344
計	736,967	84,076	821,043

イ. 特別養護老人ホーム等施設整備費 39,232

国内示による高齢者施設等改修・設備整備事業費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [老人保健福祉施設整備費補助金]	373,159	39,232	412,391
その他の経費（本補正外）	21,821	—	21,821
計	394,980	39,232	434,212

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P20 ～ P21					[関連歳入] (18) 国庫支出金 9,848 高齢福祉費 補助金	
			2 後期高齢者 医療費	3,895,031	△ 65,757	3,829,274
					[関連歳入] (19) 県支出金 △ 43,344 後期高齢者 医療保険 基金 負担金	
P20 ～ P21			3 介護保険費	16,766,071	△ 124,427	16,641,644
P20 ～ P23		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	46,560,051	665,712	47,225,763
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 86,642 障がい福祉費 負担金 (19) 県支出金 43,320 障がい福祉費 負担金	

説 明			
3. その他の経費の追加			—
国庫支出金の追加			
後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額			
介護保険事業特別会計への繰出金の減額			
1. 自立支援給付の追加			520,789
ア. 障がい福祉サービス（在宅）			173,285
執行見込みの見直しによるホームヘルプサービス事業及び同行援護の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	6,999,874	173,285	7,173,159
計	6,999,874	173,285	7,173,159

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 149,483 障がい福祉費 負担金 (19) 県支出金 74,741 障がい福祉費 負担金	
					[関連歳入] (18) 国庫支出金 24,269 障がい福祉費 負担金 (19) 県支出金 12,134 障がい福祉費 負担金	
					[関連歳入] (19) 県支出金 215 障がい福祉費 補助金	

説 明

イ. 障がい福祉サービス（グループホーム等） 298,966

執行見込みの見直しによる障がい者グループホーム訓練等給付費等の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	1,586,431	298,966	1,885,397
その他の経費（本補正外）	409,039	—	409,039
計	1,995,470	298,966	2,294,436

ウ. その他の事業 48,538

執行見込みの見直しによる計画相談支援事業の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	347,608	48,538	396,146
その他の経費（本補正外）	362,916	—	362,916
計	710,524	48,538	759,062

2. 重度障がい者医療費の追加 28,450

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	3,927,065	28,450	3,955,515
その他の経費（本補正外）	48,584	—	48,584
計	3,975,649	28,450	4,004,099

3. 福祉活動促進費の追加 60,295

事業団事務局

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [福岡市社会福祉事業団補助金]	36,400	60,295	96,695
計	36,400	60,295	96,695

一般会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					[関連歳入 (18) 国庫支出金 34,868 障がい福祉費 負担金]	
P22 ↳ P23		5 生活保護費	2 保 護 費	79,287,152	△ 467,377 [関連歳入 (18) 国庫支出金 △ 631,518 生 活 保 護 費 負 担 金]	78,819,775
その他(本補正外)				35,068,795	—	35,068,795
歳 出 合 計				213,896,812	979,159	214,875,971

説 明

4. 精神保健福祉対策費の追加 56,178

精神医療対策

執行見込みの見直し及び過年度国庫支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	79,087	46,491	125,578
償還金、利子及び割引料	—	9,687	9,687
その他の経費（本補正外）	55,982	—	55,982
計	135,069	56,178	191,247

1. 扶助費の減額 △ 842,024

生活保護費

執行見込みの見直しによる減額

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	78,553,259	△ 842,024	77,711,235
計	78,553,259	△ 842,024	77,711,235

2. その他の経費の追加 374,647

その他の経費

過年度国庫支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	—	374,647	374,647
その他の経費（本補正外）	342,401	—	342,401
計	342,401	374,647	717,048

一般会計

(繰越明許費の補正)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	事業名
P106 ↳ P107	4 保健福祉費	2 保健衛生費	7 保健所費	保健所施設設備整備費
		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	老人いこいの家事業費
				特別養護老人ホーム等施設整備費
		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	障がい福祉サービス（グループホーム等）

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		説明
	補正前	補正後	
182,297	—	23,699	工期の都合により、年度内に完了しないため。
204,581	65,526	99,464	関係者との協議に日時を要し、年度内に完了しないため。
434,212	136,690	192,207	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
409,039	—	130,158	工期の都合により、年度内に完了しないため。

(2) 後期高齢者医療特別会計

議案第2号 令和元年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P42	3 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	3,895,031	△ 65,757	3,829,274
その他(本補正外)				15,252,158	—	15,252,158
歳入合計				19,147,189	△ 65,757	19,081,432

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P44 } P45	1 総務費	1 総務費	1 総務費	306,035	4,883	310,918
P44 } P45	2 後期高齢者 医療 広域連合 納付金	1 後期高齢者 医療 広域連合 納付金	1 後期高齢者 医療 広域連合 納付金	18,800,900	△ 70,640	18,730,260
その他(本補正外)				40,254	—	40,254
歳出合計				19,147,189	△ 65,757	19,081,432

(△印 減、単位:千円)

説 明

一般会計からの繰入金の減額

(△印 減、単位:千円)

説 明

一般事務費の追加

過年度国庫支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	—	4,883	4,883
その他の経費（本補正外）	93,819	—	93,819
計	93,819	4,883	98,702

後期高齢者医療広域連合納付金の減額

執行見込みの見直しによる減額

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [保険料等負担金]	18,542,112	△ 57,791	18,484,321
負担金、補助及び交付金 [広域連合事務費負担金]	258,788	△ 12,849	245,939
計	18,800,900	△ 70,640	18,730,260

(3) 国民健康保険事業特別会計

議案第3号 令和元年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第2号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P48	4 県支出金	2 県補助金	1 保険給付 費用等 交付金	91,351,201	1,424,024	92,775,225
P48	6 繰越金	1 繰越金	1 前年度 繰越金	1,213,083	2,535,929	3,749,012
その他(本補正外)				44,048,193	—	44,048,193
歳入合計				136,612,477	3,959,953	140,572,430

(△印 減、単位:千円)

説 明
国民健康保険法に基づく交付金の追加
前年度繰越金の追加

国民健康保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P50 ↳ P51	2 保険給付費	1 法定給付費	1 療養給付費	91,049,410	1,497,000	92,546,410
					[関連歳入 (4) 県支出金 1,424,024 保険給付費等 普通交付金]	
P50 ↳ P51	5 基金積立金	1 基金積立金	1 国民健康 保険財政 調整基金 積立金	—	2,155,225	2,155,225
P50 ↳ P51	6 諸支出金	1 償還金 及び 還付加算金	1 償還金 及び 還付加算金	175,200	307,728	482,928
その他(本補正外)				45,387,867	—	45,387,867
歳出合計				136,612,477	3,959,953	140,572,430

(△印 減、単位:千円)

説 明

療養給付費の追加

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	77,867,400	1,497,000	79,364,400
計	77,867,400	1,497,000	79,364,400

国民健康保険財政調整基金積立金の追加

前年度繰越金の積立てによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
積立金	—	2,155,225	2,155,225
計	—	2,155,225	2,155,225

償還金及び還付加算金の追加

過年度県支出金の精算による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	175,000	307,728	482,728
計	175,000	307,728	482,728

(4) 介護保険事業特別会計

議案第4号 令和元年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案(第2号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P54	3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費 負担金	17,792,520	△ 184,588	17,607,932
P54		2 国庫補助金	1 調整交付金	4,833,298	△ 48,374	4,784,924
P54			2 地域支援 事業交付金	1,814,492	8,459	1,822,951
P54	4 支払基金 交付金	1 支払基金 交付金	1 介護給付費 交付金	26,416,489	△ 277,896	26,138,593
P54	5 県支出金	1 県負担金	1 介護給付費 負担金	14,005,106	△ 149,917	13,855,189
P55		2 県補助金	1 地域支援 事業交付金	1,032,137	4,229	1,036,366
P55	6 財産収入	1 財産運用 収入	1 利子及び 配当金	20,900	447	21,347

(△印 減、単位:千円)

説 明
介護保険法に基づく負担金の減額
介護保険法に基づく交付金の減額
介護保険法に基づく交付金の追加
介護保険法に基づく交付金の減額
介護保険法に基づく負担金の減額
介護保険法に基づく交付金の追加
介護給付費準備基金から生じる利子収入の追加

介護保険事業特別会計

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P55	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	16,766,071	△ 124,427	16,641,644
P55		2 介護給付費 準備基金 繰入金	1 介護給付費 準備基金 繰入金	389,161	△ 234,758	154,403
P55	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	700,000	1,975	701,975
その他(本補正外)				24,533,966	—	24,533,966
歳入合計				108,304,140	△ 1,004,850	107,299,290

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の減額
介護保険給付費等の財源に充当するための基金受入金の減額
前年度繰越金の追加

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P56 ～ P61	2 保険給付費	1 介護サービス 諸	1 介護サービス 給付費	97,838,851	△ 1,029,246 [関連歳入] (3) 国庫支出金 △ 149,016 介護給付費負担金 △ 120,806 調整交付金 △ 28,210 (4) 支払基金交付金 △ 162,063 介護給付費交付金 (5) 県支出金 △ 74,268 介護給付費負担金 [関連歳入] (3) 国庫支出金 △ 77,292 介護給付費負担金 △ 62,585 調整交付金 △ 14,707 (4) 支払基金交付金 △ 84,488 介護給付費交付金 (5) 県支出金 △ 39,115 介護給付費負担金	96,809,605

(△印 減、単位:千円)

説 明

1. 居宅介護サービス等費の減額

△ 600,229

執行見込みの見直しによる居宅介護サービス費の減額及び介護予防サービス費の追加

区 分		補正前の額	補正額	計
居宅介護 サービス費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	41,398,443	△ 1,085,841	40,312,602
介護予防 サービス費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	1,981,160	485,612	2,466,772
計		43,379,603	△ 600,229	42,779,374

2. 地域密着型介護サービス等費の減額

△ 312,920

執行見込みの見直しによる地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の減額

区 分		補正前の額	補正額	計
地域密着型介 護サービス費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	16,318,348	△ 284,605	16,033,743
地域密着型介 護予防サービ ス費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	92,066	△ 28,315	63,751
計		16,410,414	△ 312,920	16,097,494

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					<p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 △ 7,930 介護給付費負担金 △ 6,422 調整交付金 △ 1,508</p> <p>(4) 支払基金交付金 △ 8,671 介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 △ 4,016 介護給付費負担金</p>	
					<p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 1,029 介護給付費負担金 784 調整交付金 245</p> <p>(4) 支払基金交付金 1,410 介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 915 介護給付費負担金</p>	

(△印 減、単位:千円)

説 明

3. 居宅介護サービス計画等費の減額

△ 32,114

執行見込みの見直しによる居宅介護サービス計画費の減額及び介護予防サービス計画費の追加

区 分		補正前の額	補正額	計
居宅介護サービス計画費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	4,563,352	△ 175,207	4,388,145
介護予防サービス計画費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	414,052	143,093	557,145
計		4,977,404	△ 32,114	4,945,290

4. 施設介護サービス費の追加

5,222

執行見込みの見直しによる追加

区 分		補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]		26,330,083	5,222	26,335,305
計		26,330,083	5,222	26,335,305

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					<p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 △ 11,239 介護給付費負担金 △ 9,101 調整交付金 △ 2,138</p> <p>(4) 支払基金交付金 △ 12,286 介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 △ 5,688 介護給付費負担金</p>	
					<p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 △ 24,650 介護給付費負担金 △ 19,958 調整交付金 △ 4,692</p> <p>(4) 支払基金交付金 △ 26,942 介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 △ 12,473 介護給付費負担金</p>	

(△印 減、単位:千円)

説 明

5. 福祉用具購入等費の減額

△ 45,504

執行見込みの見直しによる居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の減額

区 分		補正前の額	補正額	計
居宅介護福祉用具購入費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	134,560	△ 30,352	104,208
介護予防福祉用具購入費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	69,050	△ 15,152	53,898
計		203,610	△ 45,504	158,106

6. 住宅改修等費の減額

△ 99,787

執行見込みの見直しによる居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の減額

区 分		補正前の額	補正額	計
居宅介護住宅改修費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	245,459	△ 46,284	199,175
介護予防住宅改修費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	245,505	△ 53,503	192,002
計		490,964	△ 99,787	391,177

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 81,614</p> <p>介護給付費負担金 66,085</p> <p>調整交付金 15,529</p> <p>(4) 支払基金交付金 89,215</p> <p>介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 41,303</p> <p>介護給付費負担金</p> </div>	
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 98</p> <p>介護給付費負担金 80</p> <p>調整交付金 18</p> <p>(4) 支払基金交付金 108</p> <p>介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 50</p> <p>介護給付費負担金</p> </div>	

(△印 減、単位:千円)

説 明

7. 高額サービス等費の追加

330,423

執行見込みの見直しによる高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の追加

区 分		補正前の額	補正額	計
高額介護 サービス費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	2,507,946	330,190	2,838,136
高額介護予防 サービス費	負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	2,567	233	2,800
計		2,510,513	330,423	2,840,936

8. 高額医療合算介護サービス費の追加

400

執行見込みの見直しによる追加

区 分		補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]		327,608	400	328,008
計		327,608	400	328,008

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 △ 46,328</p> <p>介護給付費負担金 △ 33,273</p> <p>調整交付金 △ 13,055</p> <p>(4) 支払基金交付金 △ 75,001</p> <p>介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 △ 57,005</p> <p>介護給付費負担金</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関連歳入</p> <p>(3) 国庫支出金 752</p> <p>介護給付費負担金 608</p> <p>調整交付金 144</p> <p>(4) 支払基金交付金 822</p> <p>介護給付費交付金</p> <p>(5) 県支出金 380</p> <p>介護給付費負担金</p> </div>	

(△印 減、単位:千円)

説 明

9. 特定入所者介護サービス等費の減額

△ 277,781

執行見込みの見直しによる特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の減額

区 分	補正前の額	補正額	計
特定入所者介護サービス費 負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	3,134,240	△ 277,305	2,856,935
特定入所者介護予防サービス費 負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	4,381	△ 476	3,905
計	3,138,621	△ 277,781	2,860,840

10. 審査支払手数料の追加

3,044

執行見込みの見直しによる追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	70,031	3,044	73,075
計	70,031	3,044	73,075

介護保険事業特別会計

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P62 } P63	3 地域支援 事業費	1 地域支援 事業費	2 包括的支援 事業・任意 事業費	2,135,092	21,974 [関連歳入 (3) 国庫支出金 8,459 地域支援事業 交付金 (5) 県支出金 4,229 地域支援事業 交付金]	2,157,066
P62 } P63	4 基金積立金	1 基金積立金	1 介護給付費 準備基金 積立金	20,900	74,531 [関連歳入 (6) 財産収入 447 介護給付費準備 基金利子収入]	95,431
P62 } P63	5 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	2 償 還 金	700,000	△ 72,109	627,891
その他(本補正外)				7,609,297	—	7,609,297
歳 出 合 計				108,304,140	△ 1,004,850	107,299,290

説 明

任意事業費の追加

執行見込みの見直しによるおむつサービス事業の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	189,240	21,974	211,214
その他の経費 (本補正外)	288,016	—	288,016
計	477,256	21,974	499,230

介護給付費準備基金積立金の追加

執行見込みの見直し等による追加

区 分	補正前の額	補正額	計
積立金	20,900	74,531	95,431
計	20,900	74,531	95,431

償還金の減額

過年度国庫支出金等の精算による減額

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	700,000	△ 72,109	627,891
計	700,000	△ 72,109	627,891

議案第 14 号

福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「災害弔慰金法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「災害弔慰金法施行令」という。）の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関を設置する等の必要があることから、福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 災害援護資金の償還等について（第 15 条関係）

災害弔慰金法施行令に規定されていた支払猶予が災害弔慰金法に規定されたこと、及び貸付けを受けた者又はその保証人の資産等の状況について報告等を求めることができる規定が災害弔慰金法に追加されたことに伴い、条文を改めるもの。

※災害援護資金とは

災害により被害を受けた世帯に対して、生活再建を目的として最大 350 万円を貸付けるもの。

【貸付原資負担】国 2 / 3，市 1 / 3

(2) 支給審査委員会について（第 16 条関係）

災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、市町村ごとに合議制の機関を置くよう努めることとする規定が災害弔慰金法に追加されたことを受け、「福岡市災害弔慰金等支給審査委員会」の設置について定めるもの。

※災害弔慰金等とは

①災害弔慰金

災害により死亡した住民の遺族に対して支給するもの。

【支給額】生計維持者が死亡の場合 500 万円，その他の者が死亡の場合 250 万円

【費用負担】国 1 / 2，県 1 / 4，市 1 / 4

②災害障がい見舞金

災害により重度の障がいが残った住民に対して支給するもの。

【支給額】生計維持者 250 万円，その他の者 125 万円

【費用負担】国 1 / 2，県 1 / 4，市 1 / 4

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</p> <p>第3章 災害障がい見舞金の支給（第9条—第11条）</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</p> <p>第5章 雑則（第16条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p>第16条 略</p> <p>以下略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</p> <p>第3章 災害障がい見舞金の支給（第9条—第11条）</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</p> <p>第5章 雑則（<u>第16条・第17条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>（支給審査委員会）</u></p> <p><u>第16条 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関し、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、福岡市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。</u></p> <p><u>3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>4 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第17条 略</p> <p>以下略</p>

災害弔慰金の支給等に関する法律（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
	<p><u>（償還金の支払猶予）</u></p>
(新設)	<p><u>第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。</u></p>
	<p><u>ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</u></p>
(新設)	<p><u>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還さるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</u></p>
	<p><u>（償還免除）</u></p>
<p>第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、<u>又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p>
	<p><u>一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p>
(新設)	<p><u>二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる</u>と認められるとき。</p>
(新設)	<p><u>二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる</u>と認められるとき。</p>
2 (略)	2 (略)

<p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 (略)</p> <p><u>(報告等)</u></p> <p><u>第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。</u></p> <p><u>(市町村における合議制の機関)</u></p> <p><u>第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</u></p>
--------------------------------------	--

議案第 13 号

福岡市国民健康保険財政調整基金条例案

1 制定理由

福岡市の国民健康保険事業における財政の安定に資するため、基金を設置し、及び管理する必要があるによる。

2 概要

基金を設置し、その活用を図ることにより、被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、予算編成における年度間調整財源や、決算において保険料収入が不足した場合の補填財源として活用するなど、国民健康保険事業における財政の安定に資するもの。

3 設置当初積立額（予算額）

2,155,225 千円

4 基金の財源

被保険者数の増加等による保険料収入の増加や、収納率が向上したこと等による県からの特別交付金が増加したことなどの理由から生じた、平成 30 年度決算剰余金の一部を活用する。

5 施行期日

公布の日から施行

6 条例案

(設置)

第1条 福岡市の国民健康保険事業における財政の安定に資するため、福岡市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、福岡市国民健康保険事業特別会計（以下「事業特別会計」という。）の歳出予算をもって定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、事業特別会計の歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、必要に応じ、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。